

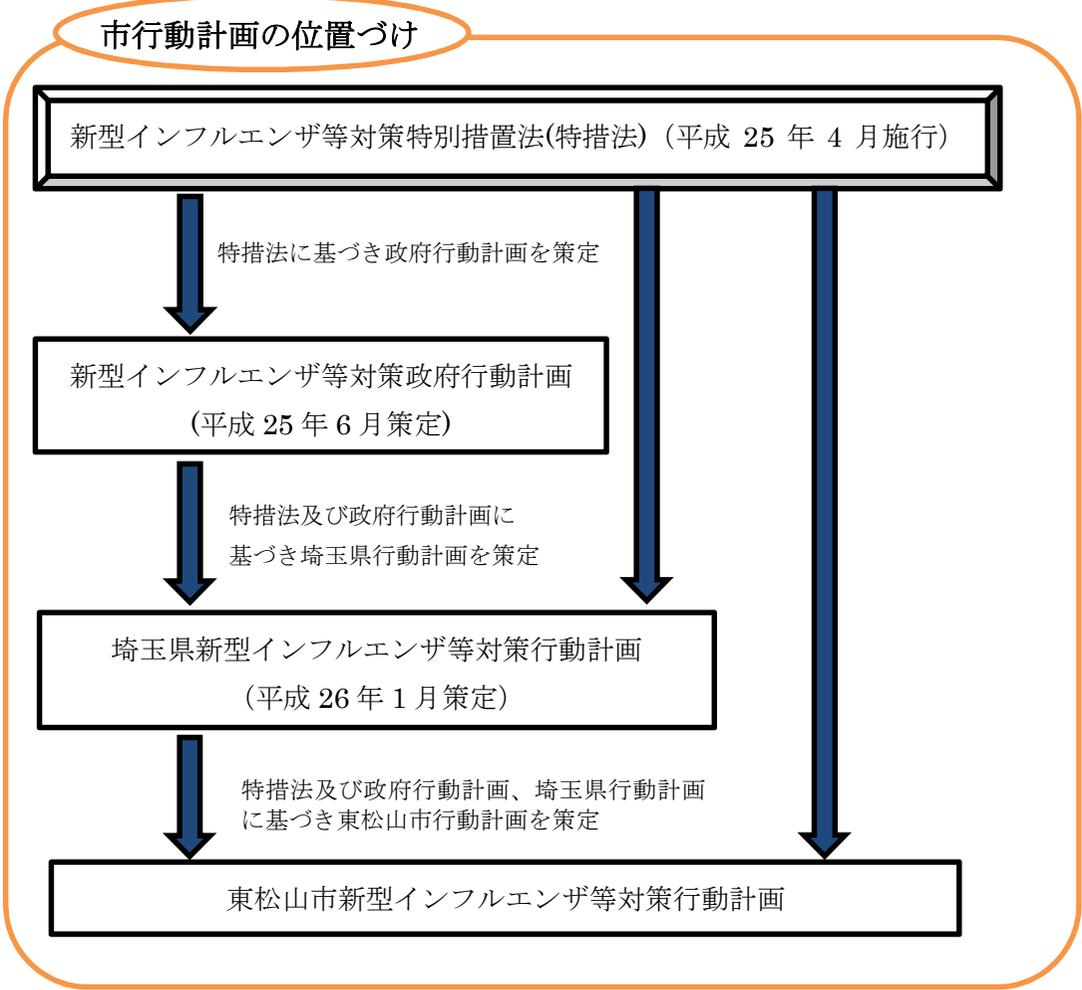
東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

① 策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

こうした感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的に、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下特措法)」が制定され、この特措法に基づき、国、県、市町村は新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、それぞれの区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置などを定めた行動計画を策定することとなりました。

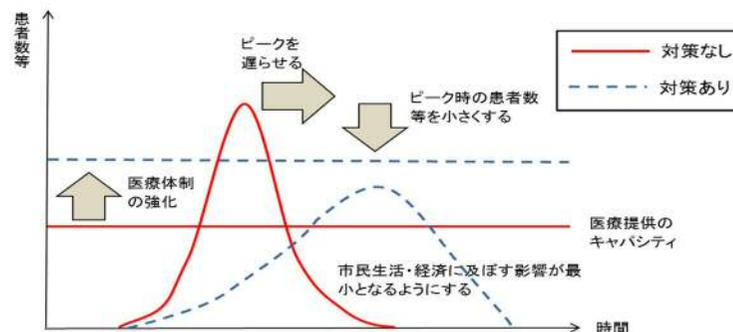
こうしたことから、東松山市では特措法の施行以前から特措法に基づかない任意の行動計画を定めていましたが、特措法及び政府が平成 25 年 6 月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、埼玉県が平成 26 年 1 月に策定した「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新たに「東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定いたしました。



②計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

＜対策の効果 概念図＞



③対象感染症

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 再興型インフルエンザ
- ・ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定）

④対策実施上の留意

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

⑤市行動計画の構成

【第1章 はじめに】

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画の作成及び対象等

【第2章 対策の基本的な方針】

- ・ 目的及び基本的な方針、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、発生時の社会への影響、対策推進のための役割分担、発生段階と緊急事態宣言
- ・ 新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて「行動計画の主要5項目」に沿った対策を規定

＜発生段階＞ 未発生期（国内・国外未発生）、海外発生期、国内発生期、県内発生早期
県内感染拡大期、小康期

- ＜行動計画の主要5項目＞
- ①対策を実施するための体制
 - ②情報収集と適切な方法による情報提供
 - ③まん延の防止に関する措置
 - ④予防接種の実施
 - ⑤生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

⑥東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階別の対応

	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生早期	県内感染拡大期	小康期	緊急事態宣言時
	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備えた体制整備の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑える 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波からの回復 第二波の流行に備える 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づく対応（発生段階ごとの対応と合わせて実施）
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> (政府・県対策本部設置) 訓練等の実施 	<p>-----></p> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置 			<ul style="list-style-type: none"> (政府・県対策本部の廃止) 危機対策本部の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法第 34 条に基づく市対策本部の設置
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、情報提供体制の整備 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 市民等への情報提供 				<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の体制の縮小・終了 	<ul style="list-style-type: none"> 知事コメント等を基にした、市民等への注意喚起
まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の勧奨 臨時休業等の連絡体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の勧奨 学校等における感染予防策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の勧奨 学校等における感染予防策の徹底 市施設の閉鎖、市主催行事の中止または延期の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた拡大防止策の見直し 	
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種・住民接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種（新臨時接種）の実施 				<ul style="list-style-type: none"> 県の対策への協力 特措法 46 条に基づく住民接種
市民生活及び地域経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> 市業務継続計画の策定 		<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への呼び掛け（買占め及び売惜しみ防止） 		<ul style="list-style-type: none"> 埋葬・火葬の特例等 		<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 要援護者への生活支援